

ふじみ野市国土強靱化地域計画

令和4年3月

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	1
3. SDG s（持続可能な開発目標）への貢献	4
第2章 本市の現状と想定する災害	5
1. 市の概況	5
2. 過去の災害	8
第3章 計画策定の基本的な考え方	9
1. 基本方針	9
2. 基本目標	9
3. 事前に備える目標（行動目標）	10
第4章 脆弱性評価	11
1. 「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）と脆弱性評価の考え方	11
2. 「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）の発生回避等に向けた評価	13
第5章 強靱化に向けた行動(事前に備える目標)	14
1. 国内の過去の災害の際に生じた主な課題	14
2. 事前に備える目標別の強靱化に向けた取組	14
第6章 施策分野別の強靱化に向けた方針	23
1. 施策分野の設定	23
2. 施策分野と「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）の関係	24
3. 施策分野ごとの取組の方向性	25
第7章 地域強靱化の推進に向けて	36
1. 地域強靱化に向けた推進体制の確保	36
2. 計画の見直し	37

第1章 計画の概要

1. 策定の趣旨

国では、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を公布・施行した。また、平成26年6月には、国の国土強靱化に係る国の他の計画の指針となる国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）が策定された。

基本法第13条では、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「地域計画」という。）を定めることができる。」旨、規定されている。

本市は、関東大震災では、建物及び人的被害は軽微なものであり、その後の地震による被害の記録は記録されていないが、水害においては、近年の台風や集中豪雨により、内水が排除できないことにより、川崎、元福岡、福岡新田、滝、中丸、福岡地区などの低地部において浸水被害が発生している。今後、発生の可能性が高いとされる東京湾北部地震をはじめ、大規模自然災害等発生時には、市民の生命、身体及び財産と市民生活や地域産業を守り、迅速な復旧・復興を果たすため、社会状況や地域特性を踏まえた大規模自然災害への脆弱性を平常時の備えにより克服(強靱化)することが必要である。

以上のことから、市民の生命を最大限守り地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持ち、市民の安全・安心を守るよう備えるため、ふじみ野市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）を策定することとした。

2. 計画の位置付け

(1) ふじみ野市国土強靱化地域計画と関連計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づき策定する「地域計画」として、本市における地域強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる基本的な計画である。

このため、本市を包含する県土全域に係る「埼玉県地域強靱化計画」（以下「県地域計画」という。）との調和を保つとともに、「ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030」とも整合・調和を図りながら、国土強靱化に関して、本市における様々な分野の計画等の指針となるものである。

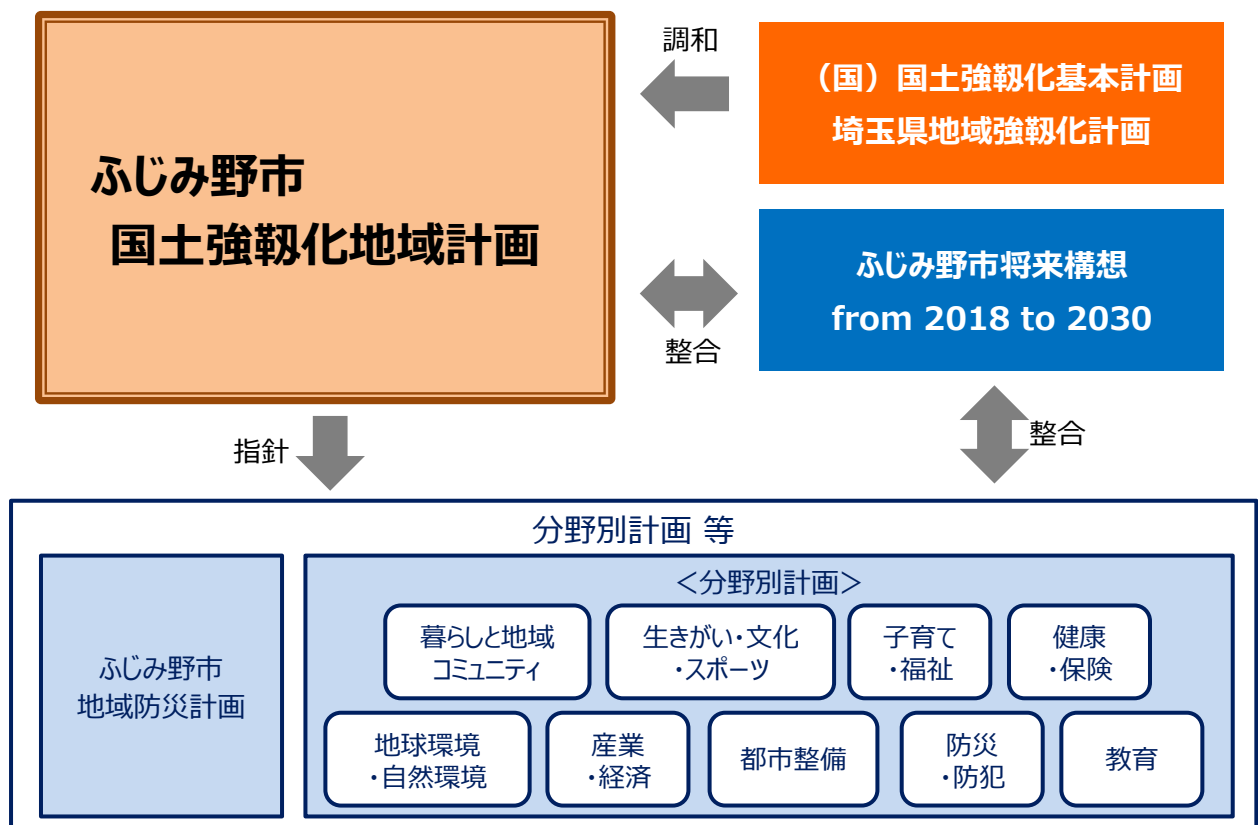
◆**基本法第13条**（国土強靱化地域計画）

都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

◆**基本法第14条**（国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係）

国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

■ 国土強靱化地域計画と関連計画の位置付け



(2) ふじみ野市地域防災計画との関係

本計画は、発災前における平常時の施策を対象とした計画であり、これに対し、災害対策基本法に基づく「地域防災計画」は、発災時・発災後の応急復旧のための役割ごとに実施主体と取組内容を明確にすることが中心の計画である。

「国土強靱化」と「防災」は、災害への対策という点で共通するが、「防災」は、基本的には、地震や洪水などの「リスク」を特定し、「そのリスクに対する対応」をとりまとめるものである。例えば、地域防災計画では、「各災害に共通する対策編」を設けつつ、地震・風水害など、リスクごとに計画が立てられている。一方、国土強靱化は、リスクごとの対処対応をまとめるものではない。それは、あらゆるリスクを見据えつつ、どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていこうとするものである。

『基本目標』(P9)に掲げた人命の保護や維持すべき重要な機能に着目し、あらゆる大規模自然災害等を想定しながら「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を明らかにし、最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき施策を考えるとというアプローチである。国土強靱化は、そうした最悪の事態を起こさない、(重要な機能が機能不全に陥らず迅速な復旧復興を可能とする)強靱な仕組みづくり、国づくり、地域づくりを平時から持続的に展開していこうとするものである。そして、そうした強靱化の取組の方向性・内容をとりまとめるものが、強靱化の計画である。

さらに、国土強靱化は、土地利用のあり方や、警察・消防機能、医療機能、交通・物流機能、エネルギー供給機能、情報通信機能、ライフライン機能、行政機能等様々な重要機能のあり方をリスクマネジメントの観点から見直し、対応策を考え、施策を推進するものである。実施主体も、地域においては、地方公共団体内の関係部署・部局にとどまらず、自治会や市民、商工会議所等の経済団体や交通・物流、エネルギー、情報通信、放送、医療、ライフライン、住宅・不動産等に係る民間事業者など、広範な関係者と連携・協力しながら進めるものである。

このようにして、大規模自然災害時に、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならないようにする「強さ」と、受けた被害から迅速に回復する「しなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築することを目指すものである。

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	自然災害全般を想定し、地域社会を強靱化	災害の種類ごとに、発生時の対応力を強化
対象状況	災害発生前(平時)	災害発生前・災害発生時・発生後
対策の設定方法	起きてはならない最悪の事態を回避するための施策	—
施策の重点化	○	—

3. SDGs（持続可能な開発目標）への貢献

SDGs がめざす、持続可能な環境や社会を構築していくためには、地域経済、社会保障、自然環境などを将来にわたって持続可能なものにしていくことが必要である。特に、ゴール11に「包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市および人間居住を実現する」とあるように、本計画の基本理念にある『「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を、地域づくりとして、長期を見据えながら行っていくこと』とは、親和性が高いことから、本計画の取組においても、SDGsの目標を意識しながら、取組を着実に推進する。

SDGs（Sustainable Development Goals）とは

2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標で、2030年を期限として17の目標と169のターゲットにより構成されている。

地方自治体においても、関係する様々な主体との連携強化等により、SDGsの達成に向けた取組を促進することが求められている。



第2章 本市の現状と想定する災害

1. 市の概況

(1) 位置・地勢

平成17年10月1日、上福岡市と大井町が合併し、新市「ふじみ野市」が誕生した。本市は、都心から30km圏内、さいたま新都心から10kmに位置し、北と西は川越市、南は三芳町、東は富士見市に隣接している。気候は、太平洋側気候で、冬季は強い北西の季節風と晴天の日が多く、夏は高温になり、降雨量も比較的多いのが特徴である。

図 ふじみ野市の位置



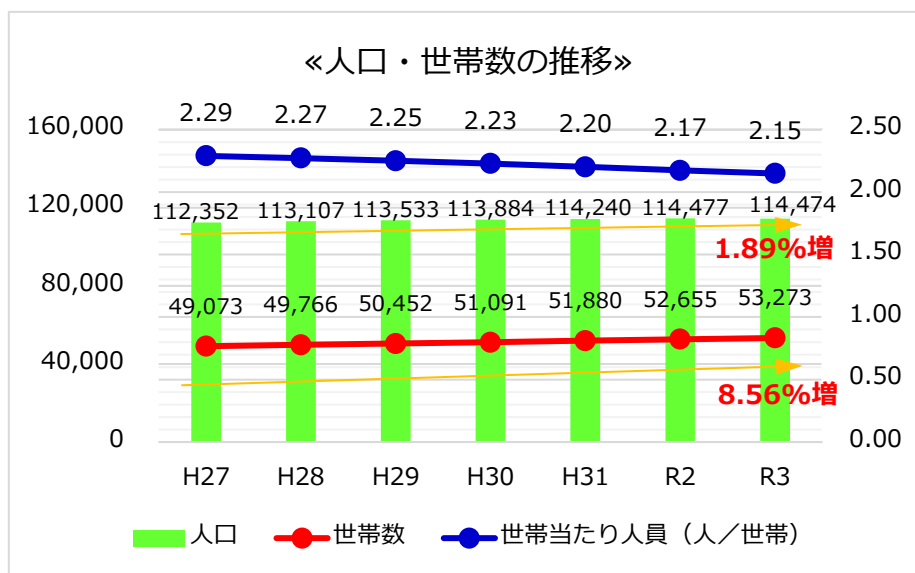
(「ふじみ野市ホームページ」より作成)

(2) 自然条件

東西が約7.5km、南北が約6km、市の面積は14.64km²で、市の西部は武蔵野台地北東縁部、東部は荒川低地に位置する。台地の構成層は関東ローム層、荒川低地の構成層は1万年前以後の第四紀層である。地質は関東ローム層で、北部市境に沿って南北に流れている新河岸川は、江戸時代から昭和初期にかけて江戸を結んで栄えた。市の北東部地域では、水田が広がり、また、新河岸川沿いの自然堤防には斜面林などの自然環境も残っている。市の西部地域では、武蔵野の面影を残す畑や雑木林など、緑豊かな環境が残っている。

(3) 人口・世帯数

本市の人口・世帯数については、令和3年4月1日現在で人口が114,474人と平成27年度よりも2,122人増え、伸び率は1.89%増となっている。世帯数は53,273世帯と、平成27年よりも4,200世帯増え、8.56%増となり、総人口の伸び率1.89%を上回っている。そのため、1世帯当たりの人員は減少傾向で、令和3年には2.15人と、少人数による世帯構成が進んでいる状況が窺える。



(4) 産業の動向

ア 事業所数・従業者数

市内の事業所数・従業者数とともに、近年では増加と減少を繰り返しつつ、減少基調で推移している。産業3分類別では、第3次産業の事業者・従業者が8割程度を占めている。

イ 商業

市内では、高い商業集積が図られており、大型商業施設の立地も進んでいる。一方、小規模小売事業者などの高齢化や後継者不足により、事業所数が減少傾向である。

ウ 工業

市内の事業所数は、平成17年（合併当初）の146事業所をピークに、以降減少を続けている。しかし、出荷額等の推移をみると、リーマン・ショック後、出荷額等は落ち込んだが、平成24年から増加傾向に転じている。

エ 農業

本市の農業は、大消費地への交通至便な立地条件を生かした都市近郊型農業で、近隣の市とともに一大露地野菜産地を形成している。しかし、農業従事者の高齢化が進み、後継者不足とともに農家数が減少し、経営耕地面積も減少傾向で推移している。

(5) 交通

本市には、主要な道路として、東部に国道254号バイパスが、中央部に国道254号（川越街道）が、西部には、関越自動車道がそれぞれ南北に縦貫している。また、これらに並行する形で東武東上線（地下鉄有楽町線と副都心線の相互乗り入れ）が走っている。

このほかに、市の中心部を北東から南西に向けて主要地方道さいたまふじみ野所沢線が通っており、また、国道254号、主要地方道さいたまふじみ野所沢線を起終点として、県道東大久保ふじみ野線、県道ふじみ野朝霞線、県道並木川崎線、県道狭山ふじみ野線が通っている。

道路交通体系の方針図

都市交通軸の区分	機能区分	供用済	未整備の 都市計画道路	構想
広域軸	広域幹線道路			
連絡軸	都市幹線道路			
回遊軸	地域幹線道路			
	地区幹線道路			



2. 過去の災害

(1) 地震

過去に関東地方で発生した地震は記録が乏しく、おおむね江戸時代以降で記録が残されている。

ここでは、本市をはじめとする埼玉県で被害が発生した大規模な地震災害について示す。

発生年月	地震名称	規模	震源地域	被害概要
1855年11月	安政江戸地震	M6.9	江戸	県内の推定震度は、大宮5、浦和6。荒川～利根川間で人家等被害多数
1923年9月	関東大震災	M7.9	関東南部	県内被害として、死者316名、負傷者497名、行方不明者95名、家屋全壊9,268棟
1931年9月	西埼玉地震	M6.9	埼玉県北部	県内被害として、死者11人、負傷者114人、家屋全壊172棟
2011年3月	東日本大震災	M9.0	三陸沖	県内最大震度6弱（宮代町）、負傷者104名、家屋全壊24棟、半壊199棟、一部損壊16,568棟、火災発生12件

(2) 風水害

本市においても、過去には洪水などにより甚大な被害が出ており、近年においては平成29年10月に発生した台風第21号によりふじみ野市及び川越市の行政界にまたがって位置する江川流域都市下水路の流域に生じた内水滞留による浸水被害が発生した。また、令和元年10月の台風第19号では、災害救助法が適用される大きな被害が発生した。

ここでは、近年における本市で被害が発生した風水害について示す。

発生年月日	台風名称等
2016年 8月（平成28年）	台風第9号
2017年10月（平成29年）	台風第21号
2019年10月（令和元年）	台風第19号

第3章 計画策定の基本的な考え方

1. 基本方針

本市は、都心から30km圏内に位置し、鉄道と主要幹線道路と結節する交通の要衝としての地理的ネットワークを有し、災害時の相互応援体制など県や周辺自治体のほか、災害協定を締結している県外の自治体、自衛隊等との連携強化により、広域的な防災・救援機能の充実を図ることで、国及び県全体の強靱化に寄与すると考えられることから、国や県の計画の考え方に矛盾が生じないように調和を図り、強靱化を推進する。

2. 基本目標

基本計画及び県地域計画を踏まえ、本市における強靱化を推進するための基本目標を、次のとおり設定した。

《 基本目標 》

I 市民の生命を最大限守る

II 地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減する

III 市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減する

IV 迅速な復旧・復興を可能とする備えをする

3. 事前に備える目標（行動目標）

基本計画及び県地域計画を踏まえ、本市の強靱化を推進するために必要な事項として、事前に備える目標を次のとおり設定した。

《 行 動 目 標 》

- 1 被害の発生抑制による人命の保護
- 2 救助・救急・医療活動による人命の保護
- 3 交通ネットワーク、情報通信機能の確保
- 4 必要不可欠な行政機能の確保
- 5 生活・経済活動に必要なライフラインの確保と早期復旧
- 6 経済活動の機能維持
- 7 二次災害の発生抑制
- 8 大規模自然災害被災後の迅速な再建・回復

第4章 脆弱性評価

1. 「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ※）と脆弱性評価の考え方

基本計画では、基本法第17条第1項の規定に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価」という。）の結果を踏まえ、国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められている。

脆弱性評価は、地域計画の策定に先立ち、想定する大規模自然災害の発生時に「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を引き起こさないような対策を講じているかを評価するものである。

評価に当たっては、国や県の計画と調和を保つことが必要であるため、両計画で設定された「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）から、本市の地域特性に応じて整理し、事前に備える目標（行動目標）に対応させた、32の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を次のとおり設定した。その上で、その事態の発生回避・被害軽減に資する現在の本市の取組を把握し、方向性を評価した。

◆基本法第17条（国土強靱基本計画の案の作成）

本部は、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成しなければならない。

■「事前に備える目標（行動目標）」と「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）

事前に備える目標（行動目標）	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1 被害の発生抑制による人命の保護	1-1	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-2	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-3	異常気象（竜巻・浸水）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-4	列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-5	災害対応の遅れにより、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
2 救助・救急・医療活動による人命の保護	2-1	救助・捜索活動事案が多数発生し、対応が遅れる事態
	2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
	2-3	ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態
	2-4	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理、疫病・感染症等により多数の被災者の健康状態が悪化・死者が発生する事態

事前に備える目標（行動目標）	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
3 交通ネットワーク、情報通信機能の確保	3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
	3-2	信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態
	3-3	旅客の輸送が長期間停止する事態
	3-4	物資の輸送が長期間停止する事態
	3-5	情報通信が輻輳・途絶する事態
	3-6	情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態
4 必要不可欠な行政機能の確保	4-1	市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
5 生活・経済活動に必要なライフラインの確保と早期復旧	5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
	5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
	5-3	給水停止が長期化する事態
	5-4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
	5-5	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
6 経済活動の機能維持	6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
	6-2	金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態
7 二次災害の発生抑制	7-1	消火力低下等により、大規模火災が発生する事態
	7-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態
	7-3	危険物・有害物質等が流出する事態
8 大規模自然災害被災後の迅速な再建・回復	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理が停滞する事態
	8-2	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
	8-4	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
	8-5	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
	8-6	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態

2. 「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）の発生回避等に向けた評価

（1）評価の方法

「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）ごとに、過去の災害の記録等を基に、その事態の具体的状況の例、その事態を引き起こす要因、その事態の後に起こり得る事態、また、その事態の発生回避・被害軽減に資する現在の取組のうち市の取組を中心に抽出し、その内容を整理した。

これらを踏まえ、32の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）について、発生回避・被害軽減に向けた取組の方向性を評価した。

（2）評価の結果

評価結果のポイントは次のとおりである。

【脆弱性評価】

Point 1

大規模自然災害による32の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を抽出し、その発生回避・被害軽減に向けた取組の方向性を評価した。人命保護、社会機能維持、財産・施設被害の最小化に取り組むことを通じて、迅速な再建・回復ができるよう備えることが必要である。

Point 2

人命を保護する観点から、住宅・建築物の耐震化等の促進、消防力を発揮できる体制の確保、学校の災害対応力や市防災計画で指定する防災活動拠点等の強化に一層取り組む必要がある。市民の自助・共助に活用できるよう災害情報を適切に共有・提供できるようにする必要がある。

Point 3

社会の機能を維持する観点から、道路・ライフライン・情報通信の各種施設の耐震化・機能確保に一層取り組むとともに、ルート等の多重化や非常用電源の確保等の代替手段の確保にも一層取り組む必要がある。また、平常時からの連携関係の確立、産業・農業機能の確保に取り組む、災害時には、支援・受援も含め、機能確保を図れるようにする必要がある。

Point 4

財産・施設の被害を最小化する観点から、治水施設の整備・減災に向けた取組を一層強化するとともに、各種施設の耐震化・機能確保に取り組む、災害に強い都市をつくる必要がある。

第5章 強靱化に向けた行動（事前に備える目標）

強靱化に向けた行動目標に対する市の取組は、過去の災害から学ぶべき課題と脆弱性評価の結果を踏まえて設定する。

1. 国内の過去の災害の際に生じた主な課題

（1）地震（東日本大震災の際に生じた課題）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、日本観測史上最大のマグニチュード9.0を記録した。東北地方を中心とする津波の被害で1万5千人を超える死者が発生したほか、多くの負傷者、行方不明者や建物被害、火災、原子力発電所の損傷等の甚大な被害が生じた。放射能汚染、電力供給量の逼迫による計画停電、長期化する避難生活など、多くの課題が生じた。

（2）洪水（令和元年台風第15号、19号の際に生じた課題）

令和元年9月9日に関東地方に上陸した台風第15号は、暴風により千葉県を中心に甚大な被害をもたらした。道路の寸断や通信設備の損傷により被害状況が把握できずに支援が遅れたほか、電気設備の損傷等により停電と断水が長期化し、その対策が課題となった。

同年10月12日に関東地方に上陸した台風第19号では、関東や甲信、東北地方を中心に記録的な大雨となり、多くの河川が氾濫して甚大な被害をもたらした。首都圏を中心に大勢の人が避難する事態となったことから、治水対策のほかに市民への避難情報の周知、避難行動や避難所運営のあり方等が課題となった。

2. 事前に備える目標別の強靱化に向けた取組

事前に備える目標（行動目標）別に、目標実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を発生させないための分野ごとの「強靱化に向けた主な取組」を示す。

行動目標 1 被害の発生抑制による人命の保護

目標の実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）

1-1	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
1-2	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態
1-3	異常気象（竜巻・浸水）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
1-4	列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
1-5	災害対応の遅れにより、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態

【強靱化に向けた主な取組】

※ 以下の項目は、次章の『3. 施策分野ごとの取組の方向性』を列挙したものである。

①行政機能・消防等

- a. 消防力の発揮による被害の発生抑制・軽減
- c. 災害情報の共有と市民への適切な提供

⑦住宅・都市

- a. 住宅・建築物の耐震化等の促進

⑨土地利用・国土保全

- b. 治水施設の整備・減災に向けた取組の強化

⑪教育

- a. 学校の災害対応力の向上

⑫地域づくり・リスクコミュニケーション

- a. 自助と共助による地域単位の防災力の向上

⑬公共施設老朽化対策

- a. 公共施設の計画的な老朽化対策の推進

行動目標 2 救助・救急・医療活動による人命の保護

目標の実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）	
2-1	救助・捜索活動事案が多数発生し、対応が遅れる事態
2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
2-3	ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態
2-4	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理、疫病・感染症等により多数の被災者の健康状態が悪化・死者が発生する事態
<p>【強靱化に向けた主な取組】</p> <p>①行政機能・消防等 a. 消防力の発揮による被害の発生抑制・軽減</p> <p>④保健医療 a. 災害時医療体制の確保</p> <p>⑫地域づくり・リスクコミュニケーション d. 避難所の公衆衛生と生活の質の確保</p>	

行動目標 3 交通ネットワーク、情報通信機能の確保

目標の実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）

3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
3-2	信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態
3-3	旅客の輸送が長期間停止する事態
3-4	物資の輸送が長期間停止する事態
3-5	情報通信が輻輳・途絶する事態
3-6	情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態
<p>【強靱化に向けた主な取組】</p> <p>①行政機能・消防等 c.災害情報の共有と市民への適切な提供</p> <p>②情報通信 a.情報通信体制の強化</p> <p>⑦住宅・都市 a.住宅・建築物の耐震化等の促進</p> <p>⑧道路・交通・物流 a.道路ネットワークの整備・通行の確保 b.道路施設の耐震化等による安全性の向上</p>	

行動目標 4 必要不可欠な行政機能の確保

目標の実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）

4 - 1 市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態

【強靱化に向けた主な取組】

①行政機能・消防等

- b.防災活動拠点等の強化
- d.応急対応に必要な非常用電源等の確保
- f.支援・受援体制の確立
- g.行政機関の業務継続の確保

③子育て・福祉

- a.要配慮者等への配慮の確保

⑫地域づくり・リスクコミュニケーション

- b.防災知識の普及啓発

行動目標 5 生活・経済活動に必要なライフラインの確保と早期復旧

目標の実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）

5 - 1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
5 - 2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
5 - 3	給水停止が長期化する事態
5 - 4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
5 - 5	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態

【強靱化に向けた主な取組】

①行政機能・消防等

- b.防災活動拠点等の強化
- h.応急復旧の体制整備

③子育て・福祉

- a.要配慮者等への配慮の確保

⑤環境・エネルギー

- c.省エネルギー化の推進
- d.再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保
- e.次世代自動車の普及

⑩ライフライン

- a.市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化
- b.安全な水の早期供給再開と施設の災害対応力強化

⑫地域づくり・リスクコミュニケーション

- a.自助と共助による地域単位の防災力の向上
- c.平常時からの連携関係の確立
- d.避難所の公衆衛生と生活の質の確保
- e.避難所運営の支援

行動目標 6 経済活動の機能維持

目標の実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）

6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
6-2	金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態

【強靱化に向けた主な取組】

⑥産業・経済・農業

- a. 平常時からの産業創出
- b. 金融機能・産業機能の維持
- c. 平常時からの農業生産の確保

⑫地域づくり・リスクコミュニケーション

- c. 平常時からの連携関係の確立

行動目標 7 二次災害の発生抑制

目標の実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）

7-1	消火力低下等により、大規模火災が発生する事態
7-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態
7-3	危険物・有害物質等が流出する事態

【強靱化に向けた主な取組】

- ①行政機能・消防等
 - a. 消防力の発揮による被害の発生抑制・軽減
- ⑤環境・エネルギー
 - b. 有害物質等の流出対策の確実な実施
- ⑦住宅・都市
 - c. 災害に強いまちづくり
- ⑨土地利用・国土保全
 - b. 治水施設の整備・減災に向けた取組の強化

行動目標 8 大規模自然災害被災後の迅速な再建・回復

目標の実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）

8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理が停滞する事態
8-2	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-3	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
8-4	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
8-5	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
8-6	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態
<p>【強靱化に向けた主な取組】</p> <p>①行政機能・消防等</p> <p> f.支援・受援体制の確立</p> <p> h.応急復旧の体制整備</p> <p>⑤環境・エネルギー</p> <p> a.災害廃棄物の適正処理の推進</p> <p>⑥産業・経済・農業</p> <p> c.平常時からの農業生産の確保</p> <p>⑨土地利用・国土保全</p> <p> a.発災前からの都市の復興への備え</p> <p> b.治水施設の整備・減災に向けた取組の強化</p>	

第6章 施策分野別の強靱化に向けた方針

1. 施策分野の設定

施策分野は、脆弱性評価を行う上で「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）と並ぶもう一つの評価軸であり、「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）への対策が、施策の分類ごとに適切に講じられているかを確認するものである。加えて、強靱化に関する施策・事業の担当部局を明確化するためにも用いるものである。

本計画では、「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）と同様に、国や県の計画との整合を図りつつ、「ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030」に対応させ、連動させることで、一体的・効果的に国土強靱化に関する取組を推進するため、本市の行政の組織体制を考慮した上で、以下のとおり、11の個別施策分野と2つの横断的分野を設定した。

ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030		施策分野	
分野8 防災・防犯	分野別計画を支える取組	個別施策分野	① 行政機能・消防等
			② 情報通信
	分野3 子育て・福祉		③ 子育て・福祉
	分野4 健康・保険		④ 保健医療
	分野5 地球環境・自然環境		⑤ 環境・エネルギー
	分野6 産業・経済		⑥ 産業・経済・農業
	分野7 都市整備		⑦ 住宅・都市
			⑧ 道路・交通・物流
	分野9 教育		⑨ 土地利用・国土保全
	分野1 暮らしと地域コミュニティ		⑩ ライフライン
	分野2 生きがい・文化・スポーツ		⑪ 教育
分野別計画を支える取組	横断的施策分野	⑫ 地域づくり・リスクコミュニケーション	
		⑬ 公共施設老朽化対策	

2. 施策分野と「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）の関係

横断的分野を除く施策分野と脆弱性評価で設定した32の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）の関係を整理した。

■ 施策分野と32の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）

さまざまな取組を通じて

- 被害をできる限り小さくすること
- 被害を受けた時、迅速に回復することを目指します。



	個別施策分野										
	① 行政機能・消防等	② 情報通信	③ 子育て・福祉	④ 保健医療	⑤ 環境・エネルギー	⑥ 産業・経済・農業	⑦ 住宅・都市	⑧ 道路・交通・物流	⑨ 土地利用・国土保全	⑩ ライフライン	⑪ 教育
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）											
1-1	○		○				○				○
1-2	○		○				○				○
1-3	○		○			○	○		○	○	○
1-4	○							○			
1-5	○							○			
2-1	○			○			○	○	○		○
2-2				○							
2-3				○						○	
2-4				○							○
3-1	○						○	○	○		
3-2	○							○			
3-3							○	○	○		
3-4	○						○	○	○	○	
3-5		○							○		
3-6	○										
4-1	○	○	○			○	○	○	○	○	○
5-1	○		○		○			○	○	○	
5-2	○				○				○		
5-3	○					○			○	○	
5-4	○								○	○	
5-5	○		○				○				○
6-1						○		○	○		
6-2						○		○	○		
7-1	○						○				
7-2						○	○		○		
7-3					○						
8-1					○		○				
8-2	○							○	○		
8-3							○	○		○	
8-4							○		○		
8-5							○		○	○	
8-6	○					○					
	横断的 施策分野		⑫ 地域づくり・リスクコミュニケーション ⑬ 公共施設老朽化対策								

3. 施策分野ごとの取組の方向性

施策分野ごとのふじみ野市の取組の方向性は、次に示すとおりである。

« 施策分野と取組の一覧 »

分 野		取 組
個別 施策分野	①行政機能・消防等	a. 消防力の発揮による被害の発生抑制・軽減
		b. 防災活動拠点等の強化
		c. 災害情報の共有と市民への適切な提供
		d. 応急対応に必要な非常用電源等の確保
		e. 職員派遣体制の確立
		f. 支援・受援体制の確立
		g. 行政機関の業務継続の確保
		h. 応急復旧の体制整備
	②情報通信	a. 情報通信体制の強化
	③子育て・福祉	a. 要配慮者等への配慮の確保
	④保健医療	a. 災害時医療体制の確保
⑤環境・エネルギー	a. 災害廃棄物の適正処理の推進	
	b. 有害物質等の流出対策の確実な実施	
	c. 省エネルギー化の推進	
	d. 再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保	
	e. 次世代自動車の普及	
⑥産業・経済・農業	a. 平常時からの産業創出	
	b. 金融機能・産業機能の維持	
	c. 平常時からの農業生産の確保	
⑦住宅・都市	a. 住宅・建築物の耐震化等の促進	
	b. 空き家対策の促進	
	c. 災害に強いまちづくり	
⑧道路・交通・物流	a. 道路ネットワークの整備・通行の確保	
	b. 道路施設の耐震化等による安全性の向上	
⑨土地利用・国土保全	a. 発災前からの都市の復興への備え	
	b. 治水施設の整備・減災に向けた取組の強化	
⑩ライフライン	a. 市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化	
	b. 安全な水の早期供給再開と施設の災害対応力強化	
⑪教育	a. 学校の災害対応力の向上	
横断的 施策分野	⑫地域づくり・ リスクコミュニケーション	a. 自助と共助による地域単位の防災力の向上
		b. 防災知識の普及啓発
		c. 平常時からの連携関係の確立
		d. 避難所の公衆衛生と生活の質の確保
		e. 避難所運営の支援
⑬公共施設老朽化対策	a. 公共施設の計画的な老朽化対策の推進	

① 行政機能・消防等

a. 消防力の発揮による被害の発生抑制・軽減【総務部・消防本部※・施設所管部】

- ア 災害発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行えるよう、消防組織の充実・強化、消防施設・装備・高機能消防指令センター設備の計画的な整備・維持管理を行う。
- イ 大規模災害においては、本市管轄の消防力だけでは対応が困難であり、広域的な支援が必要になると予測されるため、自衛隊や他の消防機関等による支援部隊の円滑な支援が得られるよう受入体制を整える。
- ウ 女性・機能別団員等の確保による消防団員の増員、活動技術の向上、施設・資機材の整備等、多面的な消防団強化対策を計画的に実施し、地域の消防力強化を図る。
- エ 大規模災害を含む危機事案に対処できる必要な基礎知識を習得し、意識と能力向上を図るため、行政職員・教職員等を対象とした研修や訓練を実施する。
- オ 災害による建物倒壊等の災害現場に迅速に出動し、効果的な救助・救急活動を行う消防組織の研修及び訓練を計画的に実施する。
- カ 平常時から公共施設の消防用設備について、定期的に点検を行うとともに、避難訓練など実施し、防災意識の高揚を図る。

b. 防災活動拠点等の強化【総務部・消防本部・都市政策部】

- ア 総合防災訓練等、消防や警察、自衛隊なども参加した合同訓練の実施や計画の見直し等を適宜行う。また、市と防災関係機関が連携を図りながら図上訓練等を継続的に実施し、本市の災害対応力の向上を図る。
- イ 消防本部・消防署（分署）・消防団車庫の耐震化を進める。
- ウ 実践的な防災体制を維持できるように、庁舎、物的資源、人的資源の確保を進める。
- エ 災害時に備え、防災活動拠点等において、備蓄倉庫を計画的に整備するとともに、施設の保全的修繕等適正化を行う。
- オ 食料や日用品、燃料、仮設トイレ等資機材の充実等、備蓄品を計画的に整備し、地域バランスや配送方法等を考慮しつつ備蓄場所の確保を図る。
- カ 防災活動拠点等へのアクセス確保のため、道路等を整備し、ルートの多重化を図る。
- キ 緊急輸送道路の機能確保のため、沿道建築物の耐震診断・改修工事への支援を行い、耐震化を進める。

c. 災害情報の共有と市民への適切な提供【総務部・総合政策部・市民活動推進部・都市政策部】

- ア 市が発令する避難指示等の災害情報を市ホームページ等に掲載する。
- イ 市民への情報伝達手段として、災害情報共有システム（Lアラート）、緊急速報メール、メール配信サービス「ふじみ野Fメール」、防災行政無線、広報車等の適切な運用、市ホームページ・SNS（ツイッター等）・ケーブルテレビなどの複数媒体による情報伝達方法の確保等を進め、今後も情報インフラの充実を図る。
- ウ 外国人向けに多言語での行政・生活情報の提供を行う。
- エ 洪水時における水防団（消防団）等の活動や市民の円滑な避難行動のため、河川及び水路の水位や降雨状況について、観測情報を収集・提供する。
- オ 災害オペレーション支援システムを使用し、避難情報の可視化、共有化に取り組む。

d. 応急対応に必要な非常用電源等の確保【総務部・総合政策部・市民活動推進部・都市政策部】

- ア 市有施設の設備設計の際に太陽光発電等の創エネ設備やLED照明、断熱窓など省エネ性能の高い設備を積極的に取り入れる。また、夜間や悪天候時における電気の利用を可能とするため、発電機の備蓄を行うとともに蓄電池や電気自動車の導入も検討する。
- イ 浄・配水施設では、配水が継続できるよう非常用自家発電設備の計画的な保守点検を行う。

e. 職員派遣体制の確立【総務部】

- ア 被災地に対する人的支援に当たって、速やかな情報伝達や意思決定が図られるよう、連絡系統や意思決定、役割分担等に関し検討・整理し、全庁的な共有化を図る。また、県や他市区町村等との協力のあり方についても整理する。
- イ 職員の災害対応力という観点からも、積極的な職員派遣を行い、得た知識や経験をマニュアル改定、研修等に役立てる。
- ウ 被災地で不足している専門的人材を速やかに派遣できるよう、専門的知識や技術を有する人材の情報管理及び育成を行う。

f. 支援・受援体制の確立【総務部・総合政策部・福祉部】

- ア 自治体間で相互に災害応急対策等の協力が積極的に保たれるよう広域的な協定の締結を推進するなど、連携強化を図る。
- イ 受援マニュアルを策定し、国や県、他市区町村等からの支援を迅速かつ的確に受けられるようにする。

ウ 本市が被災し、他市等からの人的支援を受けるに当たって、速やかに応援要請や受け入れができるよう、役割分担や情報提供方法、OA機器等の準備等に関し検討・整理する。

エ 被災者支援を行うボランティアを円滑に受け入れるため、市社会福祉協議会やボランティア団体等との連携体制を強化し、災害ボランティアの募集や被災者ニーズとのマッチングの他、平時には災害ボランティア講座の開催等を支援していく。

g. 行政機関の業務継続の確保【総務部】

ア 業務継続計画（BCP）の検証と見直しを実施し、災害対応に関わるマニュアル等の作成を進め、業務継続に必要な体制整備の強化を図る。

イ 被災により他市区町村等が機能を喪失した場合、業務に応じた応援が実施できるよう派遣可能者リストを事前に作成しておく。

h. 応急復旧の体制整備【総務部・福祉部・都市政策部】

ア 被災時には、国や県と連携するほか、他市区町村等との災害時相互応援協定等、広域的な協定の締結の推進により、資機材の調達や人的支援の受け入れ等について相互協力を行い、連携強化を図る。

イ 電気・ガス等の供給の長期間停止の事態に備え、対策強化を企業へ要請していくとともに、災害協定などにより体制強化を図る。

ウ 被災時の応急復旧方法・対処方法等を検討する。

エ 市民の安否及び被災程度の確認を目的としたパトロールの実施方法等を検討する。

オ 災害時の協力体制の充実を図るため、協定締結企業の拡大に努め、企業や団体との防災に関するネットワーク構築を図る。

② 情報通信

a. 情報通信体制の強化【総務部・総合政策部】

ア 情報システムに関する業務継続計画（ICT-BCP）の検証と見直しを実施し、非常時優先業務に必要なIT資源（情報システムや情報ネットワーク）の継続性を確保して、大規模災害発生時に非常時優先業務が適切かつ迅速に遂行できるよう備える。

イ 災害現場等での応急復旧活動を迅速かつ的確に行えるよう、衛星電話、携帯電話、IP無線機等の配備の他、防災行政無線や防災活動拠点等へのIP電話の設置など、市独自のネットワーク網を確立し、通信手段の確保と通信網の多重化を図るとともに定期的に使用訓練を実施する。

③ 子育て・福祉

a. 要配慮者等への配慮の確保【総務部・福祉部・こども・元気健康部】

- ア 福祉避難所開設訓練を実施する。
- イ 高齢者等に対する各種サポート事業や施設整備を進めるとともに、災害時の情報伝達や避難行動等について周知を図る。
- ウ 福祉避難所等において、非常食の確保とともに、要配慮者に必要な備品等の確保も併せて促進する。
- エ 避難行動要支援者名簿に基づく個別避難計画の策定支援を行う。

④ 保健医療

a. 災害時医療体制の確保【総務部・消防本部・こども・元気健康部】

- ア 救急隊員が行う応急処置等の質を医学的観点から保証するメディカルコントロール体制の強化を図る。病院前救護の充実のため、救急救命士の計画的な養成とスキルの維持向上のための再教育等を実施する。
- イ 医師会等医療関係機関と緊密に連携し、災害時における初期医療体制及び後方医療体制等の整備等を推進する。
- ウ 災害時の医薬品等の調達を円滑に行えるよう、関係機関との運用体制の確認・整備を図る。
- エ 健康管理指導などの保健衛生体制整備等による疾病・感染症の発生予防対策の充実、仮設トイレの整備及び適切な使用方法の普及・啓発、医療救護体制の充実化等による、疾病・感染症等の重症化・拡大防止の取組推進を図る。
- オ AEDの設置を推進するとともに、その取扱いを含む応急手当の正しい知識と技術の習得のための講習会等の受講促進を図る。
- カ 平常時から県と連携し標準的予防策の徹底を啓発するとともに、感染症対策用品や資材の備蓄を行う。

⑤ 環境・エネルギー

a. 災害廃棄物の適正処理の推進【市民活動推進部】

- ア 県や関係機関等と連携し、短期間に大量に発生する災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するための体制の整備や、環境保全に支障のない一時仮置き場の確保を図るなど行動内容を整理する。

b. 有害物質等の流出対策の確実な実施【市民活動推進部】

- ア 災害発生時の有害物質流出の事前対策として、事業者への継続的な指導・啓発を

行うとともに、発災後に流出した有害物質の感知や災害対応に必要な資機材の整備等を行い、流出事故に迅速に対応できる体制を確保・整備する。

c. 省エネルギー化の推進【総務部・市民活動推進部・都市政策部】

- ア 市有施設の改修工事に際し、エネルギー使用量と二酸化炭素排出量を削減するため、高効率機器や省エネ器具の導入を進める。
- イ 電気と熱を同時につくる高効率なコージェネレーションシステムの普及啓発を進める。
- ウ 住宅の省エネ改修（窓・床・天井・壁の断熱改修）を推進し、エネルギーの使用量と二酸化炭素排出量を削減する。

d. 再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保【総務部・市民活動推進部】

- ア 太陽光発電等の創エネ設備やLED照明、断熱窓など省エネ性能の高い設備を積極的に取り入れる。また、夜間や悪天候時における電気の利用を可能とするため、蓄電池や発電機、電気自動車の導入を検討する。
- イ 食品廃棄物をバイオガス化することにより、再生可能エネルギーを創出するとともに、焼却廃棄物の削減により地域環境や地球環境への負荷の低減を図る。
- ウ エネルギーの安全・安心を確保するため、住宅用の太陽光発電設備等の導入を促進する。

e. 次世代自動車の普及【市民活動推進部】

- ア EV（電気自動車）・PHV（プラグインハイブリッド自動車）の充電インフラの整備を進める。

⑥ 産業・経済・農業

a. 平常時からの産業創出【市民活動推進部】

- ア 埼玉県企業の誘致政策と連携しつつ、企業や民間デベロッパーの動向を積極的に収集する。
- イ 立地企業に対しては、フォローアップを行い、企業の要望を適切に関係機関へつないでいくことにより企業の集積や操業環境の向上を図る。

b. 金融機能・産業機能の維持【市民活動推進部】

- ア 地震や洪水などの自然災害、感染症や大事故などが発生しても企業が損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための市内中小企業における事業継続計画（BCP）の策定について、埼玉県及びふじみ野市商工会と連携し、普及・支援を行う。

イ 県制度融資の経営安定資金（災害復旧関連）活用を促し、利子補給等の支援を行うことで被災時の民間企業の事業継続を支援する。

c. 平常時からの農業生産の確保【市民活動推進部】

ア 青年の就農意欲の向上と就農後の定着を国の制度を活用して進めるとともに、関係機関が連携して質の高い新規就農者の育成等を支援する。

イ 平常時から荒廃農地解消や農地集約により農地の健全な維持を図る。

ウ 生産体制の強化、改善に向けた機械・設備等の整備支援を進める。

エ スマート農業を推進し、農作業の効率化や省力化による生産性の向上を図る。

⑦ 住宅・都市

a. 住宅・建築物の耐震化等の促進【都市政策部】

ア 建築物の効果的な耐震化を図るため、行政・建築関係団体による協議会において情報収集するとともに、所有者に周知していく。

イ 震災直後の宅地及び建築物の危険度を判定する被災宅地危険度判定士及び被災建築物応急危険度判定士の連絡体制を整備・維持する。

b. 空き家対策の促進【都市政策部】

ア 空き家の適正管理及び利活用、老朽空き家の除去を支援する。

イ 民間事業者等との連携を図り、既存住宅ストックの管理適正化を推進し、コミュニティによる有効活用の検討や空き家バンク等による流通の活性化を進める。

c. 災害に強いまちづくり【総務部・都市政策部】

ア 老朽化した木造住宅密集地の改善や、防火地域・準防火地域の指定の拡大によるまちの不燃化の推進、延焼遮断帯の形成に資する都市計画道路の整備を推進する。

イ 災害時において指定緊急避難場所として活用される身近な公園を適切に維持管理し、火災延焼に強いまちづくりを推進する。

ウ 防災活動拠点等として設備等が整備された施設では、設置されている設備や機能を災害時に迅速に活用・行動できるように訓練を実施する。

エ 浸水被害を軽減するため、今後は優先的に整備すべき事業を選定し、段階的に効果的な事業計画を策定する。

オ 県と市が連携・協力し、延焼遮断帯の形成や緊急車両の通行確保などに資する幹線道路の整備を推進する。

⑧ 道路・交通・物流

a. 道路ネットワークの整備・通行の確保【総務部・都市政策部】

- ア 道路の通行を確保するため、災害時における道路啓開体制の強化を進める。
- イ 防災活動拠点等や医療機関への交通アクセスルートを確保するため、道路等を整備し、ルートの多重化を図る。
- ウ 救助、避難、物資輸送を閉塞させないために、長寿命化・耐震化、浸水対策などの対策により幹線道路の交通網の確保対策を図る。
- エ 狭あい道路の拡幅に関する普及・啓発に努め、道路閉塞を防ぐ対策の強化を図る。
- オ 電柱倒壊による道路の閉塞、電力の供給停止を防ぐため無電柱化を事業者と促進を図る。
- カ 旅客の輸送停止に伴い、帰宅困難者の発生が想定されることから、一時滞在施設の確保及び飲料水等の備蓄を進める。
- キ 高速道路のインターチェンジ等への物流ルート、緊急輸送路等とのアクセス確保のため、道路施設等の長寿命化計画による道路整備を推進する。
- ク 緊急輸送道路等の災害時に通行を確保するためのマンホールの浮上防止対策及び、耐用年数を経過した老朽蓋の交換を計画的に実施する。

b. 道路施設の耐震化等による安全性の向上【都市政策部】

- ア 古い基準で建設された橋りょうや道路施設等の耐震補強を進めるとともに、経年劣化への対応のため、道路施設個別修繕計画を策定し、この計画に基づき、必要な修繕や更新を進め、管理道路の安全確保を図る。
- イ 道路、橋りょう及び歩道橋等について、対策が必要となる箇所を早期発見のため、道路パトロールや施設点検を継続して推進する。

⑨ 土地利用・国土保全

a. 発災前からの都市の復興への備え【総務部・都市政策部】

- ア 都市機能の維持のためのコンパクトシティとネットワークの形成といった観点から土地利用を形成していく。
- イ 「復興まちづくりイメージトレーニング」等を実施することにより、復興まちづくりの課題の抽出や復興に携わる人材の育成・確保を行う。
- ウ 復興期に必要な住戸の確保について、住宅の自力再建ができるよう地震保険の啓発を進めるとともに、公営住宅の空き住戸の提供や災害公営住宅の整備等、効果的な住宅対策に向け、平常時から県との連携強化に努める。

b. 治水施設の整備・減災に向けた取組の強化【都市政策部】

- ア 大規模自然災害発生時の被害を小さくし、迅速な再建・回復ができるよう、調整池等の計画的な整備により、治水安全度の向上を図り、被害の広域化、長期化を防ぐ。
- イ 緑地空間を保全し、治水機能を保持する。

⑩ ライフライン

a. 市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化【総務部・都市政策部】

- ア 下水道施設の点検調査等を行い、その結果を基に修繕、改築更新を実施する。
- イ 下水道施設の機能確保のため、下水道ストックマネジメント計画に基づき、施設の維持管理、老朽更新等を計画的に進める。
- ウ 排水機能確保のため、必要なマンホール及び汚水管渠の耐震化を進める。
- エ 災害時の行政機能の低下を補完するため、災害時支援に関するルールによる応急対応が実施できるよう備える。
- オ 汚水処理施設等の機能停止に伴う公衆衛生問題や感染症の発生を防止するため、施設の耐震化等の災害予防と適切な維持管理、生活排水対策等の推進を図る。

b. 安全な水の早期供給再開と施設の災害対応力強化【都市政策部】

- ア 配水管の点検調査等を実施し、その結果を基に修繕・補修を実施する。
- イ 災害に備えて、浄・配水施設の非常用自家発電設備の保守点検を計画的に進め、水源井戸についても電気設備の改修と更新を計画的に進める。
- ウ 水道施設の老朽化対策として、耐震化を進めるとともに保全業務の適正化を図る。
- エ 水道管路施設については、ふじみ野市水道事業ビジョンに則り耐震適合性が皆無な石綿セメント管の更新を優先的に進め、耐震性を向上させる。
- オ 水質の信頼性を確保するため、水源の水質を定期的に監視するとともに、水質に応じた適切な浄水処理を実施する。

⑪ 教育

a. 学校の災害対応力の向上【教育部】

- ア 学校の危機管理体制の整備・充実とともに、教職員の危機管理能力の向上に努める。各学校において地域の関係機関との連携を推進する。
- イ 小中学校では、安全意識や危険を予測し、回避する能力を身に付け、主体的に行動できる児童生徒の育成に努める。
- ウ 小中学校施設におけるトイレの洋式化や老朽化した校舎等の大規模改造、長寿命化改良等を計画的に進める。

⑫ 地域づくり・リスクコミュニケーション

a. 自助と共助による地域単位の防災力の向上【総務部・市民活動推進部・福祉部】

- ア 減災に向けた自助の取組のきっかけとして、家具の固定、災害用伝言サービスの体験、3日分以上の水・食料の備蓄の「3つの自助の取組」を働きかける防災事業等を実施する。
- イ 地域での共助の取組の中心となる自主防災組織のリーダーの育成や、自主防災組織の資機材整備の取組への支援を行う。
- ウ 地域活動やボランティア活動に参加するきっかけづくり等の支援を進める。
- エ 自治組織や自主防災組織のコミュニティ活動の活性化に向けた取組への支援を行う。
- オ 「自らの命は自らが守る」、「自分たちの地域は自分たちが守る」という自助・共助を基本とし、火災の発生、拡大を抑えるために平常時から地域で対応できる体制を整え、地域の防災訓練や講座等の取組を支援し、地域防災力の向上を図る。

b. 防災知識の普及啓発【総務部・市民活動推進部】

- ア 自助・共助の観点から大規模自然災害への備えを充実させるため、防災への取組方法を具体的にわかりやすくまとめた資料を作成するとともに、民間団体等の取組も活用して防災知識の普及啓発を進める。
- イ 自主防災組織等の地域団体や企業等を対象に、出前講座など防災啓発活動を実施する。

c. 平常時からの連携関係の確立【総務部】

- ア 幅広い業種の企業等と災害時応援協定を締結し、協定の実効性を高める取組を進める。
- イ 被災時の物資輸送については、民間事業者等との協定締結による、市内の民間倉庫等に救援物資の一時保管や機材・人材・物流専門家の派遣等について検討する。

d. 避難所の公衆衛生と生活の質の確保【総務部・市民活動推進部】

- ア 平常時からの体制整備、訓練や研修の実施、災害発生時の役割分担や受援体制に関する整備等を進める。
- イ 平常時から飼い主に災害時のペット同行避難等、飼育動物に係る災害時の備えについて啓発を行う。
- ウ 徒歩避難を原則とするものの、被災時に車中泊避難が発生することも想定した避難者対応等を検討する。

エ 避難所の環境改善の一環として、災害用トイレ、段ボール製簡易ベッド等の充実について検討する。

e. 避難所運営の支援【総務部・福祉部・こども・元気健康部】

ア 避難所における要配慮者への支援等について検討する。

イ 避難所運営関係者が有効に活用できる情報収集手段等を整備する。

ウ 基礎的な避難所運営の知識を身に付けるとともに、開設訓練や避難所運営体制を整備する。

エ 福祉避難所の広報の実施、ヘルプカードの作成・配布、物資の備蓄などの環境整備等を行う。

⑬ 公共施設老朽化対策

a. 公共施設の計画的な老朽化対策の推進【総務部・総合政策部・施設所管部】

ア 公共施設マネジメントに関する個別施設計画に基づき、施設の統廃合、長寿命化及び保全的修繕等、公共施設の適正管理を推進する。

イ 公共施設安全点検を継続して実施し、公共施設の事故の未然防止に努めるとともに、公共施設の安全管理に対する職員の危機管理意識の高揚を図る。

第7章 地域強靱化の推進に向けて

1. 地域強靱化に向けた推進体制の確保

計画に関する具体的な取組については、第5章、第6章及びふじみ野市地域防災計画等の当該取組が位置付けられた計画等に基づき着実に推進するものとする。

本計画は、市だけでなく、ライフライン事業者、民間企業等の関係主体による取組を含め、本市における強靱化施策を推進するための基本的な指針となるものである。本計画を踏まえ、行政機関、市民及び民間企業等、社会を構成する主体が担うそれぞれの役割を理解し、自主的かつ積極的に取り組むことが必要である。

(1) 行政機関の役割

本市の強靱化を実効性あるものとするためには、大規模自然災害のリスク等を直視し、本計画を策定したうえで、その取組を総合的かつ計画的に進めることが必要である。また、市民、民間企業等の各主体が積極的に強靱化に取り組めるような環境整備や情報提供等を進めていく。

なお、本計画に基づく事業の実施については、国の交付金・補助金等を活用するものとする。

(2) 市民の役割

大規模自然災害が発生した場合、現在の当たり前の日常が一変し、必要な物資が手に入らないなど制約のある生活となることが予測される。

平常時から備える家具の固定、災害用伝言サービスの体験、3日以上の水・食料の備蓄の「3つの自助の取組」等により自らの命を守るとともに、住宅を耐震化するなど生活の基盤を維持できるよう備えておくことが期待される。

加えて、「自分たちの地域は自分たちで守る」ため、近所とのつながりづくりや自主防災組織への参加を通じて平常時から助け合い（共助）の体制づくりを進めることが期待される。

(3) 民間企業の役割

民間企業による経済活動は、市民の安定した生活を支えたり、社会貢献活動を行うなど、地域で大きな役割を担っている。大規模自然災害が発生した場合にも、経済活動の基盤となる施設を維持できるよう災害に強い施設を備えておくとともに、地域経済を停滞させないよう活動を継続することが期待される。

また、地域社会の一員として、地域における助け合い（共助）の活動に積極的に参加・貢献するなど、地域の状況に応じた社会的責任を果たすことも期待される。

加えて、市民生活や経済活動の基盤となるライフラインを担う企業においては、

大規模自然災害による影響を受けないよう施設の耐震化等により備えるとともに、被災した場合もできるだけ早期に平常時のサービス水準を回復できるようにすることが期待される。

2. 計画の見直し

本計画については、今後の国土強靱化計画を取り巻く社会経済情勢等の変化や国土強靱化の施策の進捗状況等を考慮して、計画内容の見直しを行うこととする。

2022（令和4）年3月

編集・発行

ふじみ野市 総務部 危機管理防災課

〒356-8501 ふじみ野市福岡一丁目1番1号

TEL : 049-262-9017（直通）

FAX : 049-257-6061

E-Mail : bosai@city.fujimino.saitama.jp



Fujimino City Office